

ひと ひと  
**女と男 共にかがやき いきいきと**

# 第3次いるま男女共同参画プラン総括

計画期間 平成24年度～平成28年度



平成30年3月

入間市

# 目 次

|     |                   |    |
|-----|-------------------|----|
| I   | 施策の実績             | 1  |
| II  | 基本目標の達成度（市民意識の変化） | 2  |
| III | 総括                | 7  |
| IV  | 審議会からの意見          | 8  |
|     | 参考資料              | 15 |

# 第3次いるま男女共同参画プランの総括

入間市男女共同参画推進条例（平成22年4月1日施行）に基づき、平成24年度よりスタートした「第3次いるま男女共同参画プラン」は、男女共同参画を総合的、計画的に推進することを目的として策定したものであり、男女共同参画の基本的な方向と取り組むべき施策を具体的に示しています。

当プランは平成28年度をもって計画期間が終了したため、下記のとおり成果の検証と総括を行いました。

## I 施策の実績

本プランにおいては、5項目の基本目標を掲げ、その達成に向けて全144項目の施策を実施しました。本プランにおける各所管課の取り組みの成果として、プランスタート時の平成24年と終了時の平成28年を比較すると、5項目の基本目標における12の課題のほとんどの評点が高くなる結果となり、総じて男女共同参画意識の高揚が見受けられる評価となりました。

その一方、「あらゆる暴力の根絶」や、「男女の人権の尊重」並びに「ワーク・ライフ・バランス」の各一部など、課題によっては当初と比して評点が下がっているものもあり、一層の啓発推進・理解促進が必要な項目も浮き彫りになりました。

平成29年度からスタートする第4次男女共同参画プランでは、従来の取り組みを継続しつつ、一層の取り組みが求められている課題について、各種施策を推進していきます。

| No. | 基本目標                          | 課題                          |
|-----|-------------------------------|-----------------------------|
| 1   | 男女の人権尊重                       | (1)家庭・学校・地域などにおける男女平等教育の推進  |
|     |                               | (2)意識・制度・慣行の見直しと意識啓発、実践の拡充  |
|     |                               | (3)男女の性差を理解し、生涯を通じた心身の健康づくり |
| 2   | 仕事と生活の調和<br>(ワーク・ライフ・バランスの推進) | (1)働く場における男女共同参画の推進         |
|     |                               | (2)家庭における男女共同参画の推進          |
|     |                               | (3)地域などにおける男女共同参画の推進        |
| 3   | あらゆる暴力の根絶                     | (1)DVなどのあらゆる暴力の根絶への意識啓発     |
|     |                               | (2)DV被害者への支援体制の充実           |
| 4   | 政策・方針決定過程への<br>男女の共同参画        | (1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進      |
| 5   | 推進体制の充実                       | (1)拠点施設における機能と事業の充実         |
|     |                               | (2)庁内推進組織の拡充と計画の管理・評価       |
|     |                               | (3)市民・事業者等との連携の推進           |

## II 基本目標の達成度(市民意識の変化)

### ①基本目標1 「男女の人権の尊重」における数値目標 (平等意識の割合)

- ・指標2 役割分担意識「男は仕事、女は家庭」

→目標値（70%）には達しなかったが、全体では「そうは思わない」、「どちらかといえばそう思わない」が66.2%（2/3）を占めた。（H22調査時（53.9%）から約12Pt上昇している。）



- ・指標1 社会通念・慣習の平等意識

→13.6%で、H22調査時（16.6%）より後退した。

| 項目         | 性別 | 男性の方がとても優遇されている |      | どちらかといえば、男性の方が優遇されている |      | 平等  |      | どちらかといえば、女性の方が優遇されている |      | 女性の方がとても優遇されている |     | わからない |      | 無回答 |     |
|------------|----|-----------------|------|-----------------------|------|-----|------|-----------------------|------|-----------------|-----|-------|------|-----|-----|
|            |    | 人数              | 構成比  | 人数                    | 構成比  | 人数  | 構成比  | 人数                    | 構成比  | 人数              | 構成比 | 人数    | 構成比  | 人数  | 構成比 |
| ア家庭生活の場    | 全体 | 83              | 8.8  | 364                   | 38.8 | 326 | 34.7 | 101                   | 10.8 | 18              | 1.9 | 38    | 4.0  | 9   | 1.0 |
|            | 男性 | 21              | 4.9  | 147                   | 34.5 | 185 | 43.4 | 51                    | 12.1 | 8               | 1.9 | 11    | 2.6  | 3   | 0.7 |
|            | 女性 | 61              | 12.1 | 214                   | 42.5 | 138 | 27.4 | 49                    | 9.7  | 9               | 1.8 | 27    | 5.4  | 6   | 1.2 |
| イ地域活動の場    | 全体 | 66              | 7.0  | 281                   | 29.9 | 356 | 37.9 | 88                    | 9.4  | 8               | 0.9 | 122   | 13.0 | 18  | 1.9 |
|            | 男性 | 25              | 5.9  | 110                   | 25.8 | 182 | 42.7 | 50                    | 11.7 | 4               | 0.9 | 51    | 11.7 | 4   | 0.9 |
|            | 女性 | 40              | 7.9  | 169                   | 33.5 | 170 | 33.7 | 37                    | 7.3  | 3               | 0.6 | 71    | 14.1 | 14  | 2.8 |
| ウ学校教育の場    | 全体 | 27              | 2.9  | 114                   | 12.1 | 545 | 58.0 | 45                    | 4.8  | 9               | 1.0 | 170   | 18.1 | 29  | 3.1 |
|            | 男性 | 8               | 1.9  | 42                    | 9.9  | 267 | 62.7 | 32                    | 7.5  | 3               | 0.7 | 67    | 15.7 | 7   | 1.6 |
|            | 女性 | 18              | 3.6  | 72                    | 14.3 | 272 | 54.0 | 12                    | 2.4  | 5               | 1.0 | 103   | 20.4 | 22  | 4.4 |
| エ職場        | 全体 | 154             | 16.4 | 424                   | 45.2 | 189 | 20.1 | 51                    | 5.4  | 3               | 0.3 | 96    | 10.2 | 22  | 2.4 |
|            | 男性 | 53              | 12.4 | 201                   | 47.2 | 92  | 21.6 | 39                    | 9.2  | 2               | 0.5 | 33    | 7.7  | 6   | 1.4 |
|            | 女性 | 98              | 19.4 | 221                   | 43.8 | 94  | 18.7 | 12                    | 2.4  | 1               | 0.2 | 62    | 12.3 | 16  | 3.2 |
| オ政治の場      | 全体 | 311             | 33.1 | 404                   | 43.0 | 117 | 12.5 | 12                    | 1.3  | 1               | 0.1 | 80    | 8.5  | 14  | 1.5 |
|            | 男性 | 107             | 25.1 | 200                   | 46.9 | 78  | 18.3 | 9                     | 2.1  | 0               | 0   | 27    | 6.3  | 5   | 1.2 |
|            | 女性 | 202             | 40.1 | 201                   | 39.9 | 37  | 7.3  | 3                     | 0.6  | 1               | 0.2 | 51    | 10.1 | 9   | 1.8 |
| カ社会通念や慣習など | 全体 | 180             | 19.2 | 514                   | 54.7 | 128 | 13.6 | 26                    | 2.8  | 4               | 0.4 | 70    | 7.5  | 17  | 1.8 |
|            | 男性 | 59              | 13.8 | 248                   | 58.2 | 71  | 16.7 | 18                    | 4.2  | 2               | 0.5 | 23    | 5.4  | 5   | 1.2 |
|            | 女性 | 119             | 23.6 | 263                   | 52.2 | 54  | 10.7 | 8                     | 1.6  | 2               | 0.4 | 46    | 9.1  | 12  | 2.4 |
| キ法律や制度上    | 全体 | 98              | 10.4 | 330                   | 35.1 | 325 | 34.6 | 52                    | 5.5  | 7               | 0.7 | 112   | 11.9 | 15  | 1.6 |
|            | 男性 | 24              | 5.6  | 128                   | 30.0 | 202 | 47.4 | 32                    | 7.5  | 4               | 0.9 | 34    | 8.0  | 2   | 0.5 |
|            | 女性 | 73              | 14.5 | 198                   | 39.3 | 121 | 24.0 | 20                    | 4.0  | 3               | 0.6 | 76    | 15.1 | 13  | 2.6 |

- ・そのほか、「家庭生活の場」「職場」「政治」「法律や制度」の項目において、いずれも後退している（5/7 項目）

○基本目標 1 に係る主な取り組み（施策）

- ・年齢に応じた男女平等教育、学校行事の推進。教職員研修など（学校教育課）
- ・学習機会の提供、啓発活動の充実など（人権推進課、社会教育課、各公民館、青少年課）
- ・各種相談事業の充実（人権推進課、市民相談室、地域保健課、学校教育課）

○この意識調査結果から推測されること（考察）

- ・「役割分担」に係る意識は向上した（認識は持っている）が、実際の社会生活においては改善が見られない（かえって後退している）。
- ・未だに、性差を前提とした社会制度や慣習が男女平等社会の阻害要因となっている。

○課題解決の方向性

- ・社会制度を変えるための、より一層の意識改革、啓発が求められている。
- ・女性の活躍を支援するための、より具体的な取組が必要（社会的支援）。
- ・女性活躍のために、男性に対しても単に意識改革を求めるだけでなく、具体的な支援が必要となる。
- ・第4次プランでは、子どもの頃から男女平等意識を育み、性別や固定的役割分担意識にとらわれずに進路や生き方を選択できるように、若年層及び保護者・地域社会の人々への意識啓発を積極的に進めていく。

②基本目標 2 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」における数値目標

- ・指標 「男性の育児・介護・子の看護休暇等の取りづらさ」

→「女性の優位性」が全体の41.1%を占めており、「男性の優位性」「平等」を合わせても26.1%とかい離している。なお、男女年齢別では、男性の40歳代、50歳代において「女性の方が取得しやすい」との回答が、いずれも5割を超えていている。

| 項目               | 性別 | 男性の方が優遇されている |     | 平等  |      | 女性の方が優遇されている |      | あてはまらない |      | 無回答 |      |
|------------------|----|--------------|-----|-----|------|--------------|------|---------|------|-----|------|
|                  |    | 人数           | 構成比 | 人数  | 構成比  | 人数           | 構成比  | 人数      | 構成比  | 人数  | 構成比  |
| 育児休業、介護休業の取得しやすさ | 全体 | 4            | 0.7 | 139 | 25.4 | 225          | 41.1 | 129     | 23.5 | 51  | 9.3  |
|                  | 男性 | 3            | 1.1 | 68  | 23.9 | 135          | 47.5 | 54      | 19.0 | 24  | 8.5  |
|                  | 女性 | 1            | 0.4 | 71  | 26.9 | 90           | 34.1 | 75      | 28.4 | 27  | 10.2 |

○基本目標 2 に係る主な取り組み（施策）

- ・就職情報、交流の場の提供、職業訓練の実施 など（商工観光課）
- ・男性の育児休暇及び男女の介護休暇取得促進、及び制度の周知 など（人事課、商工観光課）
- ・子育てに関する家庭教育の推進、子育て及び介護支援体制の充実 など （社会教育課、各公民館、青少年課、こども支援課、地域保健課等）

○この意識調査結果から推測されること（考察）

- ・依然として、「育児や子の看護、親の介護等は、女性の役割」との認識が根強く、職場における男性の休暇取得の理解があまり進んでいない。特に、子育てあるいは親の介護が佳境を迎える世代の理解が低くなっている。
- ・女性の能力活用の機会や登用において、大きな阻害要因となっている。

○課題解決の方向性

- ・職場や地域における、男性の育児休業等の取得に係るより一層の啓発推進。
- ・長時間労働の是正促進
- ・男性の休暇取得に係る具体的な取組（イクメンプロジェクト等）の推進。
- ・第4次プランでは、男性中心型の労働慣行を是正し、男性の家事・育児・介護等に参画する「ワーク・ライフ・バランス」の環境を整備する。また、これを推進するために、人権推進課、こども支援課、商工観光課、人事課などが連携して取組んでいくこととする。

③基本目標 3 「あらゆる暴力の根絶」における数値目標

- ・指標 「DV被害者のうち相談できなかった、あるいは相談しようと思わなかった人の割合」  
→ 65.2%で、H22調査時（69.5%）より4.3ポイント改善した。  
しかし、目標値50%には到達していないため、依然として相談することに抵抗を感じている被害者が多い。

|                 | 全 体 |      | 男 性 |      | 女 性 |      |
|-----------------|-----|------|-----|------|-----|------|
|                 | 人 数 | 構成比  | 人 数 | 構成比  | 人 数 | 構成比  |
| 1 相談した          | 57  | 27.1 | 5   | 8.9  | 52  | 34.4 |
| 2 相談できなかった      | 32  | 15.2 | 7   | 12.5 | 25  | 16.6 |
| 3 相談しようとは思わなかった | 105 | 50.0 | 38  | 67.9 | 64  | 42.4 |
| 無回答             | 16  | 7.6  | 6   | 10.7 | 10  | 6.6  |
| 合 計             | 210 | 100  | 56  | 100  | 151 | 100  |

○基本目標 3 に係る主な取り組み（施策）

- ・学校におけるDV防止教育の推進、各ハラスメント防止研修の実施、児童虐待の防止啓発など（学校教育課、人権推進課、こども支援課等）
- ・各種相談体制の充実 など（人権推進課、こども支援課、障害者支援課等）
- ・被害者の生活、就労、住宅等の支援の充実、個人情報の保護 など（生活支援課、こども支援課、障害者支援課、高齢者支援課、地域保健課、都市計画課、市民課等）

○この意識調査結果から推測されること（考察）

- ・「相談できなかった、あるいは相談しようと思わなかった」理由として、「相談するほどのことではない」「自分さえ我慢すれば」「自分が悪い」「相談しても無駄」といった回答が多くを占めており、DV被害の認識が不十分であることが窺える。
- ・また、DV防止への取り組みについて、「相談体制・窓口機能の充実」「保護体制の充実」が必要と答えた人の割合が5割近くを占めており、啓発活動を含めた相談機能、支援機能の強化が期待されている。

○課題解決の方向性

- ・DV被害についての正しい知識、認識のための啓発推進。
- ・男女共同参画センターを中心とした相談窓口の周知（加害者に知らない対応も必要）。
- ・庁内及び関係機関との連携体制の整備、拡充。
- ・一時保護を含む支援策の充実。
- ・第4次プランでは、関係各課の連携体制の強化を図るとともに、男女共同参画推進センターに配偶者暴力支援センターを設置することを検討していく。

④基本目標 4 「政策・方針決定過程への男女の共同参画」における数値目標

・指標 1 「市の審議会に占める女性の割合」

→ 26.3%（H28.4.1現在）で、当初値（24.5%）よりわずかだが上昇した。しかし目標値からは、まだかい離がある。

・指標 2 「市職員管理職（課長職以上）における女性の割合」

→ 6.7%（H28.4.1現在）で、当初値（4.6%）よりわずかだが上昇した。しかし目標値からは、まだかい離がある。

○基本目標 4 に係る主な取り組み（施策）

- ・審議会等における女性委員割合の拡大、人材の確保、市民団体等における女性参画拡大など（企画課、人権推進課、自治文化課等）

- ・女性リーダー養成講座の充実 など（人権推進課）
- ・庁内女性管理職の育成及び支援プログラムの検討、情報交換の場の提供、企業における女性管理職登用の促進 など（人事課、人権推進課、商工観光課）

○この意識調査結果から推測されること（考察）

- ・審議会等への女性の登用については、そもそも女性の登用に関する情報が少ないことが課題と思われる（登用候補者の情報不足、審議会等の情報不足など）。
- ・市職員の女性課長職以上の割合は、管理職試験の対象となる女性職員数や実際の受験者数により登用候補者数が変わってくる。

○課題解決の方向性

- ・審議会等、政策決定機関の積極的な市民周知
- ・女性リーダーの登録促進（講座受講者）
- ・市職員（管理職）のワーク・ライフ・バランスの徹底など
- ・第4次プランでは、課題【1】「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」、課題【2】「女性の就労のための支援、環境整備」に対して、「女性活躍推進法」における「市町村推進計画」に基づき、女性リーダー養成講座の充実や女性起業セミナーの開催に積極的に取組んでいく。

⑤基本目標5 「推進体制の充実」における数値目標

- ・指標1 「男女共同参画推進センターの事業の利用者数」  
→ 3,884人（H29.4.1現在）で、当初値（5,406人）よりも約1,500人後退したが、この理由はH28.9以降、市民活動センター全体の耐震補強工事等が施工されたことにより、当該年度末まで、全館閉館となつたためである。今年度は、目標値（10,000人）の達成に向けて、当センターにおける啓発講座・講演会等を積極的に推進していく。
- ・指標2 「男女共同参画推進センターを知っている人の割合」  
→ 7.1%（平成27年度男女共同参画に向けての市民意識調査）で、H22調査時（5.8%）よりもわずかだが上昇したが、目標値からはかい離がある。

| 項目              | 性別 | 内容を知っている |     | 聞いたことはあるが、内容は知らない |      | 知らない |      | 無回答 |     |
|-----------------|----|----------|-----|-------------------|------|------|------|-----|-----|
|                 |    | 人数       | 構成比 | 人数                | 構成比  | 人数   | 構成比  | 人数  | 構成比 |
| 入間市男女共同参画推進センター | 全体 | 67       | 7.1 | 234               | 24.9 | 597  | 63.6 | 41  | 4.4 |
|                 | 男性 | 20       | 4.7 | 92                | 21.6 | 302  | 70.9 | 12  | 2.8 |
|                 | 女性 | 47       | 9.3 | 141               | 28.0 | 289  | 57.3 | 27  | 5.4 |

○基本目標 5 に係る主な取り組み（施策）

- ・各種学習機会や情報の提供、相談事業の充実、市民団体等との交流事業の推進 など  
(人権推進課)
  - ・府内推進組織の設置及び運営、職員研修の実施 など (人権推進課、人事課)
  - ・計画推進状況の第三者評価の実施、推進状況の公表 など (人権推進課)
  - ・国、県や市民団体、企業等との連携強化 など (人権推進課、自治文化課、商工観光課)
- この意識調査結果から推測されること（考察）
- ・「男女共同参画」という言葉の認知度は高くなりつつあるものの、男女共同参画施策の拠点施設としての認知は全く進んでいない、という現実が浮き彫りとなっている。
- 課題解決の方向性
- ・認知度アップのためのより効果的な P R が必要。
  - ・男女共同参画事業（啓発含む）の充実（より魅力ある事業の提案等）
  - ・第 4 次プランでは、拠点施設である「男女共同参画推進センター」の認知度アップのために、事業の充実とより効果的な P R 方法を検討及び実施していく。

### III 総括

第 3 次いるま男女共同参画プランでは「女と男がたがいに尊重し、支えあう」という基本理念のもと、「男女平等意識、教育の推進」「ワーク・ライフ・バランスの推進」「暴力の根絶」「政策決定過程への女性参加の促進」などを基本目標に、各種施策に取り組んできました。

その成果として、平成 27 年度実施の市民意識調査においては、「男女共同参画」に対する理解や意識、特に性別役割分担意識については、明らかに向上する結果となりました。

一方、社会制度や、家庭、地域における実情など、依然として「男性の優位性」が確認され、改善すべき課題が山積していることも浮き彫りになりました。

また、「暴力の根絶」では、女性で被害を受けた方のうち、「相談できなかった」「相談しようとは思わなかった」方の割合が 60% 近くもあり、女性の人権擁護についての一層の啓発活動と、被害者への相談・支援が今後の大きな課題となってくると考えられます。

さらには、「女性の政策決定過程への参画」として、管理職や審議会等への女性の登用、地域活動等における女性の参画などについても、目標には達しておりません。

上記の結果から、「男女平等意識は確実に浸透しつつあるが、実態とのかい離が依然として大きく、この問題解決のために、引き続き啓発活動を推進していく必要がある」こと、及び「男女

共同参画推進の拠点施設としての、男女共同参画推進センターの役割や推進体制の一層の強化が求められている」ということが推察されます。

よって、平成 29 年度からスタートする第 4 次プランでは、第 3 次プランの課題を踏まえて、こうした意識・実態とのかい離を解消するべく、さらなる啓発活動、各種施策の推進を図るとともに、L G B T など新たな課題への取り組みも行っていくこととします。

#### IV 審議会からの意見

第 3 次いるま男女共同参画プランは、入間市の男女共同参画推進条例の 5 つの基本理念（男女の人権の尊重、仕事と生活の調和の推進、あらゆる暴力の根絶、政策・方針決定過程への男女の共同参画、推進体制の充実）に対応する 5 つの基本目標を実現するためのプランです。この条例は、男女平等を宣言する日本国憲法から発して、国際的な女性差別撤廃条約の批准を経て、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、男女共同参画社会基本法へと続く大きな流れの支流に位置しています。以下、第 3 次いるま男女共同参画プランの平成 24 年度～平成 28 年度の実施に関する総括を、男女共同参画審議会の立場から行うものです。

「総括」とは、基本的な方法論である P D C A サイクル（計画・実行・評価・改善）の C にあたります。毎年、第 3 次プラン（P）に基づく実施内容（D）に関して、各担当課と審議委員会、更にそれらを踏まえた最終的な評価・分析（C）を経て、次年度への改善策（A）が提起されてきましたが、これらはいわば、第 1 階レベルの P D C A であり、これに対して平成 24 年度から平成 28 年度に至る全体に関する P D C A は第 2 階レベルのものと言えます。

既に男女共同参画の担当部署による総括（以下、「基礎総括」と略す）がなされており、特に、主たる項目における平成 24 年度から平成 28 年度への推移について、まず「経緯の事実」を把握し、それに対して男女共同参画推進の理念の観点から「評価的考察」を施し、更に今後に向けて「課題解決の方向」を示している点、極めて適切なものと言えます。審議会による総括は、それを前提として、若干補完する程度のものとなります。

1 評点の推移：5 項目の基本目標における 12 の課題のほとんどの評点が、平成 24 年度から平成 28 年度へ向上している結果を踏まえて「基礎総括」は、「総じて男女共同参画意識の高揚が見受けられる」と評価している点、審議会も概ね同意できます。しかし「基礎総括」も指摘しているように、「あらゆる暴力の根絶」「男女の人権の尊重」「ワーク・ライフ・バランス」の一部においては評点が下がっており、次期プランに課題を残したことになります。特に、基本目標 1 の課題（2）の施策「性別による固定的役割分担意識の改革」の評点が、平成 24 年度の 4.8 から

徐々に低下し、平成 28 年度は 4.2 に落ち込んでいる点は看過できません。女性差別撤廃条約では、女性差別の最も基本的な要因は性別役割分担意識にある、と明言しており、その克服は批准国である日本に強く求められています。男女平等推進の種々の法律が施行されていったことを踏まえて、平成 22 年度と平成 27 年度の男女共同参画に関する市民意識調査を比較すると、「男は仕事、女は家庭」に関して「その通りだと思う + どちらかといえばそう思う」は、男性において 48.5% から 38.5%へ、女性においては 41.1%から 27.6%へと劇的に低下しています。逆に、「どちらかといえばそう思わない + そうは思わない」が男性において 50.8%から 60.5%へ、女性では 58.0% から 71.2%へと上昇し、つまり、世の中は総じて、性別役割分担の反対の意識が醸成されつつあると言えます。

それでは、なぜ「性別役割分担の意識改革」を掲げる入間市の施策が、世間の動向とは逆行してその評点を低下させたのでしょうか。それは、この施策を推進するための市の 3 つの取り組みである「ポスター、ちらし、冊子等啓発物の発行」「市主催事業での啓発活動の実施」「多様なメディアを活用した啓発活動の実施」の内容や執行方法などに多大な努力が払われたにもかかわらず、予期した成果を上げていないからだと思われます。第 4 次プランでは、これらの取り組み内容について再度検討し、改善する必要があります。

評点に関してもう一点付け加えれば、各施策は多くの場合、複数の課が担当しており、或る課は評点 5 の実績を付けていても、他の課は評点が 2 や 3 とバラバラです。「基礎総括」が取り上げている評点は、それらの平均点のため、或る「施策の方向」の評点を挙げるためには、同一施策に関わる全担当課が、共通の目標を目指して横断的な協力をしないと、評点の上昇は困難であると言えます。

## 2 基本目標 1 :「男女の人権尊重」

日本政府が 1985 年に批准した女性差別撤廃条約では、女性差別の根底に、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識があるとみています。従って、男女の人権尊重に関しては、この固定的性別役割分担意識の克服が重要課題となります。「基礎総括」も指標「性別役割分担意識」の目標値にまず着目しています。「(性別役割分担について) そうは思わない、どちらかといえばそう思わない」の目標値 (70%) と「男女の地位の社会通念や慣習の平等意識」の目標値 (25.0%) を指摘して、それらの達成度を取り上げています。性別役割分担を否定する前者については、数値が高ければ高いほど良いのですが、市民意識調査の比較によると、平成 22 年度の男女全体で 53.9%、平成 27 年度は 66.2%にとどまり、目標値 70%には達していません。しかし、12.3%上昇している点を捉えて「基礎総括」は、「役割分担に係る意識は（この 5 年間で）

向上した」との評価を与えています。他方、後者の「(現実の) 社会通念や慣習の平等意識」についても数値が高いほど良いのですが、平成 22 年度は 16.6%、平成 27 年度は 13.6%で、明らかに低下しています。前者の数値と後者の数値のギャップについて「基礎総括」は、「意識は向上した(認識は持っている)が、実際の社会においては改善が見られない(かえって後退している)」と見ていて、正しい考察ではありますが、極めて興味深い現象であるこのギャップの要因はどこにあるのでしょうか。市民意識調査によると平成 22 年度と比べ平成 27 年度は、男性の立場から「(現状が) 平等であるとは感じられない」項目が、「地域活動の場」「職場」「政治の場」「社会通念や慣習など」「法律や制度上」など 5 項目にわたっています。他方、女性の立場から「(現状が) 平等であるとの感じられない」項目は「政治の場」と「法律や制度上」の 2 項目のみで、他の項目は逆に上昇していて、つまり現実の社会は或る面で比較的に平等であると感じています。この男女で異なる傾向をどう解釈すべきでしょうか。一つは、男女平等であるべき、という意識が男性おいても上昇し始めて、そこから現状の社会生活や制度を見ると、いまだ比較的に不平等、と見るよう男性の意識が変化してきているのではないか、と推測されます。そうであるなら、この男性の平等志向の向上をバネに、男性市民も味方に、社会を更に平等の方向に進めることが可能であり、そういう意味で、従来の取り組みも一層の改善が望まれます。

### 3 基本目標 2 :「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」

ワーク・ライフ・バランスの出発点になる基礎資料は、女性差別撤廃条約の第 11 条（雇用における女性差別撤廃）であり、そこでは男女の労働の権利、同一の雇用機会の権利、職業選択の権利、昇進・雇用の保障・給付等の権利、同一価値の労働に対する同一報酬・同一待遇の権利、評価の平等権利、社会保障の権利、仕事における健康の保護と安全の権利などが謳われています。同条約をきっかけに、同一の精神で男女雇用機会均等法、更に男女共同参画社会基本法が施行されました。ワーク・ライフ・バランスは、男女共同参画社会基本法の第 6 条（家庭生活における活動と他の活動の両立）が基礎となっています。更に、育児休業・介護休業法が続き、平成 28 年 4 月 1 日には「(略称) 女性活躍推進法」が施行され、女性の職業生活と家庭生活との両立の推進が義務とみなされました。入間市もこの基本原則に基づいて必要な施策を策定しこれを実施することが義務づけられています。

「基礎総括」は、ワーク・ライフ・バランスの阻害要因とみなされる「男性の育児・介護・子の介護休暇等の取りづらさ」に着目していますが、この状況の推移をみるには、市民意識調査の問 10「育児・介護・子の介護休暇等の休暇を取ることは賛成だが、現実的に取りづらいと思う人」の結果を取り上げるべきでしょう。入間市では、回答者の半分が「取りづらいと思う」、逆に言

えば「取りづらいとは思わない人」も半分、というのが目標で、数値で表現すれば 50%です。もちろん、「取りづらさ」の回答者数値が低ければ低いほど良いことになりますが、平成 22 年度と平成 27 年度を比較すると、平成 22 年度は 65.2%、平成 27 年度は 65.0%で、目標達成にはいまだ遠しという状況が続いている、と言えます。「基礎総括」は、アンケートの問 10 ではなく、問 8 の「職場における男女平等」の項目「育児休業、介護休業の取得しやすさ」に着目して平成 22 年度と平成 27 年度の比較評価を行っていますが、問 10 を取り上げる方がより適切であるとは思われます。

問 10 は、「現実的に取りづらい」と回答した方に対して更にその理由を質問しています。男女ともその回答のトップ 3 は、平成 22 年度も平成 27 年度もほぼ同様で、「職場に取りやすい雰囲気がないから」「取ると仕事上周囲の人々に迷惑がかかるから」「男性が取ることに社会全体の認識が十分でないから」であり、男性、女性、男女全体の回答率は大体 50%台で、平成 22 年度よりも平成 27 年度の方が上昇しています。つまり、職場の状況は 5 年を経て増え、休業が取りづらくなっていると推察できます。問 10 に続き問 11 では「男女がともに仕事と家庭を両立していく為にどのような条件が必要だと思うか」を質問しています。平成 22 年度、27 年度とも回答のトップは「育児休業・介護休業制度の利用しやすい環境づくり」で、男性の回答率は平成 22 年度から平成 27 年度に向けて 53.9% から 57.7%へ、女性は 55.4% から 61.7%へ、全体の回答率は 54.3% から 60.1%へと上昇しています。つまり、ワーク・ライフ・バランスの鍵となる施策は、増えもって育児休業・介護休業の取得可能な職場環境づくりにある、と見てよいといえます。

「基礎総括」では「問題解決の方向性」を、「職場や地域における男性の育児休業等の取得に係るより一層の啓発推進」「男性の休暇取得に係る具体的な取組（イクメンプロジェクト等）の推進」にあると明確に捉え、「第 4 次プランでは、男性中心型の労働慣行を是正し、男性の家事・育児・介護等に参画するワーク・ライフ・バランスの環境を整備する」との決意を表明し、これを推進するため、「人権推進課、こども支援課、商工観光課、人事課などの連携」を挙げています。「基礎総括」のこの提案には全面的に賛同します。しかし難問は、一般事業主の方々を説得して納得してもらい、自発的に職場環境を是正してもらうことです。ワーク・ライフ・バランス推進の可否は主にそこにかかっていると考えられます。

#### 4 基本目標 3：「あらゆる暴力の根絶」

目標 3 の課題 1 は「DV などのあらゆる暴力の根絶への意識啓発」を謳っており、そうであるならば、DV に限定せず、セクハラ、マタハラ、パワハラ、ストーカー、デート DV などを含めて対策を講じるべきですが、第 3 次プランでは主に DV の根絶に焦点を当てています。しかし本

来は対象をより拡大すべきであり、再考の余地があると考えられます。

入間市におけるDV被害の状況と市の対応の推移については、平成22年度、27年度の市民アンケート調査から推測できます。配偶者間で行われる行為において、「どんな場合でも暴力にあたる」とした内容は、平成22年度「体を傷つける可能性のあるものでなぐる」と「刃物などを突きつけておどす」で、男女全体の回答者の80%以上です。一方、平成27年度は「なぐるふりをする、又は刃物などを突きつけておどす」と「平手で打つ、足でける」が80%以上で、特に「平手で打つ、足でける」は平成22年度の69%から平成27年度は83%に上昇しており、ビンタなどの体罰も暴力として禁止される現代の倫理観を反映していると思われます。

「DV防止の取組として、どのようなことが必要だと思うか」の問に対して、平成22年度の女性回答の1位は「被害者を保護する体制の充実」で42.4%、2位は「被害を受けた人たちのための相談体制・窓口を充実する」で41.8%となり、他の選択肢をはるかに超えていました。平成27年度は、「相談体制・窓口の充実」が1位で48.4%、2位は「保護する体制の充実」で44.4%と「相談体制・窓口の充実」の要望が高まっていることがうかがえます。

「基礎総括」は、「DV被害者が相談できなかった、或いは相談しようと思わなかつた人の割合」に注目し、設定された目標値50%に対して平成22年度は69.5%、平成27年度は65.2%で、5年間で4.3ポイント改善したと分析しています。相談した人の場合、相談相手、或いは場所はどこなのか調べてみると、平成22年度の女性回答者の1位は「家族・親戚」で65.8%、2位は「友人・知人」60.5%で、残念ながら「入間市の相談窓口・電話相談など」は、男女ともゼロでした。平成27年度のアンケートには相談場所についての問がないため比較はできませんが、入間市には、「相談体制・窓口の充実」への強い要望に応えるよう、早急に体制を整えていただきたいと思います。「基礎総括」によると、「第4次プランでは、男女共同参画センターに配偶者暴力支援センターを設置することを検討していく」予定であるので、なおさらです。DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）によると、配偶者暴力相談支援センターの業務は、DV関係の相談、被害者の心身の健康回復への医学的・心理学的指導、被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護、被害者の自立生活促進のための就業促進・住宅確保・援護等の制度の利用等について情報提供・助言・関係機関との連絡調整、保護命令の制度利用について情報提供・助言・関係機関との連絡調整など、多岐にわたり、さまざまな関係部署と連携協力しながらDV被害者の救済に努めなければならないことになっています。迅速かつ的確な協力体制で対応できるよう、例えばDV被害者支援シート（被害者支援の流れ・フローチャート、被害者支援連携図等）を作成し、配布するなどの工夫が望まれます。

## 5 基本目標 4 :「政策・方針決定過程への男女の共同参画」

戦前、平塚らいてうや市川房枝らが女性参政権を求める運動を推進してきましたが、成人男女が平等に選挙権をもてるようになったのは第二次世界大戦後の民主主義導入によってからです。国の男女共同参画基本計画では、2020年までに、立法・行政・司法・外交・学術領域を含むあらゆるレベルで指導的地位に占める女性の割合を30%に到達させるという目標値を掲げていますが、いずれも達成にはほど遠い現状です。議員の男女比割当制度（クオータ制）は、超党派議連により法案として準備されていて、その内容は、各政党に対して議員候補者数（まだ、当選議員数ではない）の男女比の目標値を設ける努力義務を課す、というものですが、国会においてまだ討議に付されていない状態です。入間市も、市の審議会に占める女性の割合の目標値を30%においていますが、「基礎総括」によると平成28年4月1日現在26.3%で、まだ目標値とのかい離があります。「市職員管理職（課長職以上）における女性の割合」の目標値は10.0%で、残念ながら国の目標値の30%にはほど遠く、平成28年4月1日現在6.7%で、市の目標値からも、更に国の目標値からも、かなりかい離しています。

平成27年度「男女参画社会に向けての職員意識調査結果報告書」によると、問5「入間市における女性職員の職域拡大・登用の現状についてどのように思いますか」に対して、「現状では不充分だが、やむを得ない」の回答者は男性31.1%、女性30.7%。「現状では不充分であり、もっと職域拡大・登用を進めるべきだ」については男性34.6%、女性28.7%。合計すると「不充分」との意見は、男女とも60%を超えてます。「なぜ、やむを得ない」と考えるか、その要因は問6「市の女性職員の職域拡大・登用を進めるにはどのようにしたらよいか」の回答から推察できます。女性職員の回答における1位は61.7%の「育児・介護などの社会的条件の整備を進める」、2位は52.5%の「家事・育児などは女性がすべきという固定的な役割分担意識の変革をはかる」で他の選択肢を引き離していることから、性別役割分担意識と家庭・職場における性別役割分担の現状が最大の阻害要因となっていることが明確になってきます。「基礎総括」が「課題解決の方向性」として明示しているように、市の職場環境を、「市職員（管理職）のワーク・ライフ・バランスの徹底」の方向に、大きく舵を切っていただきたいと思います。

## 6 基本目標5 「推進体制の充実」

入間市男女共同参画推進センター条例第4条によると、センターの業務は、講座・研修・啓発、相談、交流促進・市民活動支援、情報の収集・提供、会議室・こども室等の設備提供などとされています。「センターを利用したことがあるか」について、市民意識調査の結果によると、平成22年度の1位は男女とも「会議室・こども室」で男性2.4%、女性4.7%。平成27年度の1位は、

男性では「各種講座や講演」で 2.8%、女性は「会議室・こども室」で 6.2%。いずれにしても、回答者の利用率の余りの低さ、そしてこれらの機能があることすら「知らない」回答者が概ね 7 割を超えていることに驚かされます。

「基礎総括」によると、センター事業の利用者数の目標値が 10,000 人に対して、平成 22 年度は 5,406 人、28 年度は 3,884 人に減少していますが、これは平成 28 年 9 月以降、当該年度末までセンターの耐震補強工事により全館使用不可となったことが低下の理由であり致し方ない面があります。他方、同センターを知っている人の割合に注目すると、目標値 30.0%に対して、市民意識調査によると平成 22 年度は 5.8%、平成 27 年度は 7.1%で、認知度の目標達成度は依然として極めて低い状況です。

それでは、市民の知名度を上げ、利用者数や利用頻度も挙げるためにセンターはどのような事業を進めるべきでしょうか。それには、市民意識調査の「同センターにどのような事業を期待するか」の回答が参考になります。平成 22 年度の女性の 1 位は「女性相談窓口の充実」で 32.2%、2 位は「就職講座や起業講座などによる女性の就業支援」で 30.5%、3 位は「男女共同参画に関する情報の収集・提供」で 27.1%。平成 27 年度の女性 1 位は「男女共同参画に関する情報の収集・提供」で 36.5%、2 位は「就職講座や起業講座などによる女性の就業支援」で 31.5%、3 位は「女性相談窓口の充実」で 31.2%。以上のように順位の異同はあっても、上記 3 つの業務に女性市民の約 3 割が期待していることは明らかで、何らかの形で事業内容に反映させるよう検討をお願いします。

\*以上、総括的意見のまとめに際し、平成 22 年度、27 年度の市民意識調査を参照し比較しましたが、出来れば、年代別の推移も調べると、事実に関してより詳しく把握することができ、実状に即した、より的確で且つきめ細かい対策を講じることができる筈です。

\*最後に、男女共同参画推進センターの活動に関して提言

老若男女に限らず、人は生涯にわたって人格形成する権利と使命があります。しかし一人では、その実現は難しく、家庭における陶冶、小・中・高・大学における学習、更に就労や地域活動等の経験、社会人としての生涯学習等これらが、自己実現に関するエンパワーメントの側面援助となります。男女共同参画推進センターは、市民一人ひとりの男女平等参画のエンパワーメント向上の側面援助機関なのである、との自覚を更に深めて施策を推進していただきたいと思います。

【参考】課題への取り組みの実績と評価（第 3 次いるま男女共同参画プラン実施状況）

## 1 入間市の状況

## ○市議会の状況（平成28年4月1日現在）

| 総議員数 | うち女性議員数 | 女性議員の比率 |
|------|---------|---------|
| 21名  | 5名      | 23.8%   |

## ○市審議会等における女性の登用状況（平成28年4月1日現在）

| 総委員数 | うち女性委員数 | 女性委員の比率 |
|------|---------|---------|
| 467名 | 123名    | 26.3%   |

## ○自治会の状況（平成28年4月1日現在）

| 総自治会長数 | うち女性自治会長数 | 女性自治会長の比率 |
|--------|-----------|-----------|
| 121名   | 2名        | 1.6%      |

## ○市職員の在職状況（平成28年4月1日現在）

| 職員数  |       |       | うち管理職数（課長職以上） |       |      |
|------|-------|-------|---------------|-------|------|
| 総数   | うち女性数 | 女性比率  | 総数            | うち女性数 | 女性比率 |
| 858名 | 366名  | 42.6% | 89名           | 6名    | 6.7% |

## 2 入間市男女共同参画推進センターの利用状況

## ○男女共同参画推進センターの事業の利用者数

| 年度       | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 人数（延べ人数） | 5,571 | 4,638 | 4,620 | 5,591 | 3,884 |

## ○女性の悩みごと相談件数

(面接相談)

| 年度       | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度    | 28年度    |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 件数（延べ件数） | 187(45) | 206(44) | 129(34) | 152(69) | 132(34) |

※（）内の数字は、相談内容がDVに関するものの件数

(電話相談)

| 年度       | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度    |
|----------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 件数（延べ件数） | 90(8) | 85(4) | 78(2) | 69(2) | 102(10) |

※（）内の数字は、相談内容がDVに関するものの件数

(法律相談)

| 年度       | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 件数（延べ件数） | 35   | 40   | 43   | 37   | 45   |

### 3 数値目標の達成状況について

| 基本<br>目標 | 数値目標  |                       |          | 達成状況                  | 評価   |
|----------|---|-----------------------|----------|-----------------------|--|
|          |   | 当初値                   | 目標値      |                       |  |
| 1        | 男女の地位が社会通念や慣習などで平等と感じる人の割合                                  | 16.6%<br>(H22 意識調査)   | 25.0%    | 13.6%<br>(H27 意識調査)   | 当初値と比較して 3.0% 減少し、目標値に達していない。                              |
|          | 「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方について「そうは思わない」、「どちらかといえばそう思わない」人の割合 | 53.9%<br>(H22 意識調査)   | 70.0%    | 66.2%<br>(H27 意識調査)   | 当初値と比較して 12.3% 増加したが、目標値には達していない。                          |
| 2        | 男性も育児・介護休業・子の看護休暇を取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う人の割合               | 65.2%<br>(H22 意識調査)   | 50.0%    | 65.0%<br>(H27 意識調査)   | 当初値と、ほぼ変らず、目標値に達していない。                                     |
| 3        | DV被害者のうち「相談できなかった」、「相談しようとは思わなかった」人の割合                      | 69.5%<br>(H22 意識調査)   | 50.0%    | 65.2%<br>(H27 意識調査)   | 当初値と比較して、4.3% 改善しているが、目標値には達していない。                         |
| 4        | 市の審議会に占める女性の割合  | 24.5%<br>(H22.4.1 現在) | 30.0%    | 26.3%<br>(H28.4.1 現在) | 当初値と比較して 1.8% 増加したが、目標値には達していない。                           |
|          | 市職員管理職（課長職以上）における女性の割合                                      | 4.6%<br>(H22.4.1 現在)  | 10.0%    | 6.7%<br>(H28.4.1 現在)  | 当初値と比較して 2.1% 増加したが、目標値には達していない。                           |
| 5        | 男女共同参画推進センターの事業の利用者数  | 5,406 人<br>(H22 年度実績) | 10,000 人 | 3,884 人<br>(H28 年度実績) | 当初値と比較して 1,522 人（約 28.2%）減少（※H28 年度施設耐震工事のため）し、目標値に達していない。 |
|          | 男女共同参画推進センターを知っている人の割合<br>(当初値) ⇒ (目標値)                     | 5.8%<br>(H22 意識調査)    | 30.0%    | 7.1%<br>(H27 意識調査)    | 当初値と比べて、1.3% 増加したが、目標値には達していない。                            |

#### 4 平成28年度第3次いるま男女共同参画プランの実施状況について

| 基本目標   | 課題                          | 施策の方向                              | 評点(平均) |     |     |     |     |
|--|-----------------------------|------------------------------------|--------|-----|-----|-----|-----|
|  |                             |                                    | H24    | H25 | H26 | H27 | H28 |
| 【1】<br>男女の<br>人権<br>尊重   | (1)家庭・学校・地域などにおける男女平等教育の推進  | ●家庭教育・学校教育・社会教育における男女共同参画意識の普及・啓発  | 3.8    | 4.1 | 3.9 | 3.9 | 4.0 |
|  | (2)意識・制度・慣行の見直しと意識啓発、実践の拡充  | ●性別による固定的役割分担意識の改革                 | 4.8    | 4.5 | 4.5 | 4.2 | 4.2 |
|  |                             | ●制度・慣行の見直しと男女共同参画による具体的実践の促進       | 2.8    | 4.7 | 4.0 | 4.6 | 4.0 |
|  | (3)男女の性差を理解し、生涯を通じた心身の健康づくり | ●互いの性と生を尊重し、生涯にわたる心とからだの健康支援       | 4.9    | 4.9 | 4.8 | 4.8 | 4.8 |
| 【2】<br>バシ<br>ラ事<br>ンとス<br>生活<br>の推<br>調<br>進和<br>(ワ<br>ーク<br>・<br>ライ<br>フ<br>・ | (1)働く場における男女共同参画の推進         | ●職場における男女の子育て・介護などへの支援             | 3.0    | 3.2 | 3.1 | 2.9 | 3.3 |
|  |                             | ●男女の均等な雇用と待遇の改善                    | 2.4    | 3.0 | 3.1 | 3.4 | 3.4 |
|  | (2)家庭における男女共同参画の推進          | ●家庭で男女が共に家事・子育て・介護を担う環境の整備         | 4.5    | 4.5 | 4.5 | 4.2 | 4.3 |
|  | (3)地域などにおける男女共同参画の推進        | ●社会活動への男女のライフサイクルに沿った参画促進          | 4.0    | 4.3 | 4.3 | 4.1 | 4.5 |
| 【3】<br>のあ<br>根ら<br>絶ゆ<br>る<br>暴<br>力   | (1)DVなどのあらゆる暴力の根絶への意識啓発     | ●家庭・学校・職場・地域における虐待・暴力を防止するための意識啓発  | 4.3    | 3.8 | 3.6 | 4.0 | 3.6 |
|  | (2)DV被害者への支援体制の充実           | ●被害者などへの相談・保護・自立支援と関係機関との連携        | 4.1    | 3.9 | 3.5 | 3.5 | 3.7 |
| 【4】<br>へ政<br>策男<br>女方<br>の針<br>共決<br>同參<br>過程                                  | (1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進      | ●管理職・審議会などへの女性の登用と参画の促進            | 2.8    | 3.2 | 3.1 | 2.9 | 3.0 |
|  |                             | ●女性のエンパワーメントと人材に育成                 | 2.3    | 2.7 | 2.2 | 2.3 | 2.6 |
| 【5】<br>推進<br>体制<br>の充<br>実   | (1)拠点施設における機能と事業の充実         | ●推進センターの機能(相談・情報・学習・交流)の活性化と事業の多様化 | 3.7    | 3.9 | 3.9 | 4.0 | 4.5 |
|  | (2)府内推進組織の拡充と計画の管理・評価       | ●府内推進体制の強化と職員への男女共同参画意識啓発          | 3.8    | 3.0 | 2.5 | 4.0 | 3.0 |
|  |                             | ●計画の進捗状況分析と管理評価                    | 5.0    | 5.0 | 5.0 | 5.0 | 5.0 |
|  | (3)市民・事業者等との連携の推進           | ●市民・団体・事業者との連携の促進                  | 2.6    | 2.5 | 2.8 | 2.7 | 3.0 |